

利益相反管理方針

2023年6月

大阪デジタルエクステンション株式会社

大阪デジタルエクステンション株式会社（以下「当社」といいます。）は、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）を適切な方法により特定・類型化し、お客様の保護を適正に確保するために対象取引を管理する体制を構築します。当社は、利益相反管理に関する方針の概要を、法令に従い、ここに公表いたします。

1 利益相反のおそれのある取引の特定・類型

当社は、対象取引をあらかじめ特定・類型化し、適宜見直しをいたします。対象取引の類型としては、例えば以下のようなものが考えられます：

- 自己取引型（当社がお客様の代理人となっている場合において、当社がその取引の相手方となる場合等）
- 双方代理型（当社が当事者双方の代理人となる場合等）
- 競合取引型（お客様と当社、またはお客様と他の顧客との間で競合関係がある場合において、不当に一方の利益を優先する場合等）
- 情報利用型（不正に内部情報を利用する場合等）

当社が新たな業務を開始する場合および当社グループにおいて新たに管理すべき金融機関等が該当することとなった場合には、その都度あらかじめ対象取引を特定・類型化し、その管理方法を定めるものとします。

2 利益相反取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法もしくはその他の方法を選択または組み合わせること等により当該お客様の保護を適切に実施いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する等により情報隔壁を設けるまたは情報遮断を行う方法
- (2) 対象取引または当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更する方法
- (3) 対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法

3 利益相反管理体制

当社は、適正な利益相反管理の遂行のため、利益相反管理規程を制定するとともに、利益相反管理統括部署ならびに利益相反管理統括者を設置し、対象取引の特定および利益相反を一元的に管理いたします。

4 利益相反管理の対象となる会社の範囲

金融商品取引法は、利益相反管理の対象となる会社を「親金融機関等」および「子金融機関等」と定めています（金融商品取引法第 36 条 2 項ないし 5 項、同施行令第 15 条の 28 参照）。当社は、SBI ホールディングス株式会社の関係会社であることから、対象となる会社の代表例は以下のとおりとなります：

- 株式会社 SBI 証券
- 株式会社 SBI 新生銀行

また当社は、以下の会社を、当社の私設取引システムの運用等の一部のアウトソーシング先であり、かつ一部業務において当社と競合関係にあることから、自主的に利益相反管理の対象としています。

- ジャパンネクスト証券株式会社

以 上